

令和4年度 第2回 芦屋町地域公共交通活性化協議会  
意見要旨

日 時：令和4年10月11日（火） 14：00～14：30

場 所：芦屋町役場 3階 31会議室

■芦屋町地域公共交通会議

<出席者>

|      |        |                                        |
|------|--------|----------------------------------------|
| 会長   | 中西 新吾  | 芦屋町副町長                                 |
| 委員   | 甲山 乙也  | 北九州市交通局 総務経営課長                         |
| 委員   | 野添 好弘  | ひびきタクシー（有）代表取締役                        |
| 委員   | 中川原 達也 | （一社）福岡県バス協会 専務理事                       |
| 委員   | 田邊 泰史  | 福岡県北九州市土整備事務所 地域整備主幹                   |
| 委員   | 石川 智雄  | 芦屋町区長会 顧問                              |
| 委員   | 三浦 弘光  | 北九州市交通局 労働組合執行委員長                      |
| 委員   | 久世 和彦  | 九州運輸局福岡運輸支局                            |
| 委員   | 田辺 好徳  | 福岡県企画・地域振興部交通政策課交通総務係長<br>（代理出席：野見山直之） |
| 委員   | 宗岡 卓也  | 遠賀町役場 都市計画課長                           |
| 委員   | 山下 洋二  | 芦屋町役場 都市整備課長                           |
| 委員   | 松岡 泉   | 芦屋町議会 議員                               |
| 事務局長 | 小田 武文  | 芦屋町環境住宅課長                              |
| 事務局員 | 佐竹 康子  | 芦屋町環境住宅課地域振興・交通係長                      |
| 事務局員 | 竹石 好孝  | 芦屋町環境住宅課地域振興・交通係主査                     |

<配布資料>

- ・議事次第
- ・芦屋町地域公共交通活性化協議会名簿
- ・各種報告（令和3年度事業実績報告）
- ・令和4年度 芦屋町地域公共交通活性化協議会予算書
- ・芦屋タウンバス町内100円運賃の試行期間満了に伴う令和5年4月以降の対応について

## ◆意見要旨

### 1. 開会あいさつ

### 2 役員（副会長、監事）の選定について

事務局： 副会長：内田委員

監事：野添委員、石川委員に決定

### 2. 各種報告

事務局： ①公共交通利用促進事業としてバス共通乗車券とタクシー初乗り利用券の販売を行った。2,000 円で 4,000 円分利用できる券となり、バス共通乗車券は 500 冊、タクシー初乗り利用券は 300 冊完売した。

②芦屋町地域公共交通計画に基づく取り組みとして、ICT 整備を行うこととしている。交通系 IC カード nimoca の導入は令和 5 年 2 月、バスロケーションシステムは令和 5 年度中の導入予定となっている。

③芦屋町バス条例の改正を行った。バス運行事業における「公の施設」に該当する部分がバス路線であることから、路線について明確に記載を行った。あわせて、令和 5 年 2 月に導入を予定している交通系 IC カード nimoca での支払に係る記載を追加した。

④バス停台帳を整備した。ベンチや上屋、照明の有無等、詳細を現地写真と共に記録し、地図にもバス停の位置を反映するなどの台帳整備を行った。今後は、バス停台帳を活用し、管理に取り組んでいく。

⑤高齢者運転免許証返納者支援事業を実施した。芦屋タウンバス・市営バス共通乗車券またはタクシー初乗り利用券（共に約 2 万円分）のいずれかを申請者に交付している。対象年齢は 65 歳以上としているが、県の補助は 70 歳以上となっており、町の独自事業として 65 歳～69 歳までの対象者まで拡充している。

令和 2 年度は 133 件、うち町独自事業は 4 件

令和 3 年度は 59 件、うち町独自事業は 3 件

令和 4 年度は 10 月現在で 35 件、うち町独自事業は 1 件となっている。

委員： タクシー料金について、令和 4 年 9 月 26 日（月）から運賃改定があった。

13%強値上がりした。初乗りの額と距離を短縮するという方式を取った。

基本距離が 1.6 キロ 680 円としていたが、初乗り運賃が 1.04 キロ 610 円運賃となったのでお伝えさせて頂く。

金額も低くなったが、初乗りの距離も短くなった。

タクシー初乗り利用券についても同じ取り扱いとなるため、事務局にも問い合わせ等届いているかもしれないが利用者の方にはご了承いただきたいと思う。

(事務局が説明)

事務局： 令和 3 年度は前身の芦屋町地域公共交通会議であるため、決算の概略のみ説明する。令和 3 年度は芦屋町地域公共交通計画の策定に基づき、計画策定委託事業者への委託料支出と、住民アンケートの実施に伴う通信運搬費、会議出席委員への報酬・費用弁償の支出を行った。令和 4 年度については、会議出席委員の報酬・費用弁償の予算のみ計上している。  
本内容について、承認された。

## 【議事 2】芦屋タウンバス町内 100 円運賃の試行期間満了（令和 5 年 3 月末）に伴う令和 5 年 4 月以降の対応について

(事務局が説明)

事務局： 芦屋タウンバスについて、令和 2 年 6 月 1 日からバス利用の促進や新規バス利用者の開拓、町内活性化を目的として町内 100 円運賃を試行している。  
当初計画では基準数値を令和元年度とし、試行期間 2 年目の令和 3 年度と比較し、利用者数が 1.3 倍となることを事業評価基準に定めていたが、コロナ禍で 3 割の利用者減となったことから単純に利用者数をもって比較することが困難となった。国が示している輸送実績報告においても、社会動向が変化し、移動需要が目減りしている。  
そのため、基準年度をコロナの影響を受けた令和 2 年度に変更し、令和 2 年度から利用者の基準が 1.3 倍になったかで評価を行う形としたく提案する。  
また、令和 4 年度においては、昨年度から 1.1 倍増の利用者が見込まれるものの、新たな評価基準には達していない。依然コロナ禍である状況を踏まえ、利用者の推移を注視していく必要がある。  
ついては、試行期間について、令和 5 年度末までの 1 年間の延長を行いたく提案する。  
なお、北九州市営バスについては、町の要請に基づき、町内 100 円運賃を同様のスケジュールで試行頂いている。  
本審議で決定した内容については、芦屋タウンバスと同様の措置を取って頂けないか、北九州市交通局にお願いさせて頂くこととなる。  
本内容について、承認された。

## 3. その他

事務局： その他意見があればお願いしたい。  
委員： 町の方は受け入れが問題ないと承認が行われたが、北九州市交通局の市営バス 100 円運賃事業については本会議で進めて問題ないのか。交通局の考え方を知りたい。  
委員： 実施については、事前に芦屋町から話を貰っているため、細部は詰めていく必要があるが、実施については前向きに検討している状況。  
事務局： この場で決定頂いたところは、芦屋タウンバス町内 100 円運賃について、令和元年度から令和 2 年度に基準年度を変更させて頂くということと、試行期間を 1 年間延長させて頂くことの 2 点となっている。

合わせて、北九州市市営バスの 100 円運賃の運行延長については、この場での決定を受けて今後調整させて頂くこととなる。

委員： 各種報告であった利便性の向上について、公共交通利用促進事業や nimoca やバスロケーションシステムの導入、その他であったバス停台帳整備については、広報等、住民の方への説明にはこういったものを活用されるのか。

バス停台帳は最終的にホームページで公表されたり、町民の方に紙で配るなど、こういった形で周知されるのか。

事務局： バス停台帳の更新は、基本的には内部の管理を行いやすくするために整理したところ。そのため、住民に特別公表するようなものではないと考えているが、興味をお持ちで窓口に尋ねられるのであれば閲覧することは可能。nimoca の周知については町ホームページに掲載するとともに nimoca のホームページにも掲載して頂く形を予定している。

委員： nimoca のホームページに載せて周知するという点について、ホームページを見に行かないと分からない。町民の方からアクセスしないと分からないという形は対応からすると緩いと感じる。できれば町内の広報誌を活用頂ければ広く伝わると思う。

事務局： 説明が不足していた。毎月発行している広報誌で周知を行うほか、芦屋町公式 Line 等を活用して周知を図っていく。

#### 4. 閉会